

# 農業委員会だより



## 農業委員研修

写真上 2/5・6 南十勝農業委員等研修会（帯広市）

写真左上 2/21 女性農業委員研修会（土幌町）

写真左下 2/10 農政部会視察研修（清水町・更別村）

※研修報告は8ページに掲載

## 紙面あない

農業政策等に関する意見書を提出	2 P
農地所有適格法人報告書、農地移動状況	3 P
農地の賃借料情報	4 P
現況届の提出、農業者年金相談会	5 P
農地バンク（農地中間管理機構）が変わります、 農地中間管理事業の借受希望申し出について	6 P・7 P
研修報告	8 P

## 編集・発行

幕別町農業委員会  
幕別町本町 130 番地 1  
Tel. 0155-54-6625  
忠類支局  
幕別町忠類錦町 439 番地 1  
Tel. 01558-8-2111

# 農業政策等に関する

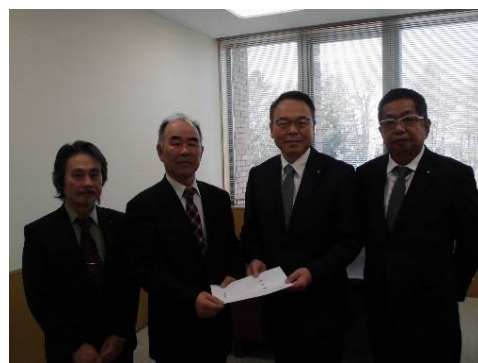
## 意見書を提出



毎年、農業委員会では町に対して農業政策等に関する意見書を提出しています。

令和元年十二月十一日、農業委員会の谷内会長、鯖戸会長職務代理者、香西農政部長が町長室を訪れ、飯田町長に意見書を提出し、国や北海道に対しての働きかけや、本町における各種施策の推進について要請しました。

- 1 自然災害による農業被害対策について
- 2 地域の実態に即した担い手への農地集積の推進及び農家戸数減少への取り組みについて
- 3 農業農村整備予算の確保について
- 4 有害鳥獣の駆除対策について
- 5 国際通商交渉について
- 6 農業者年金制度における政策支援対象者の拡大について
- 7 農業委員会関係予算の確保について



寺林議長に提出したことを報告

全国農業新聞は農業者の公的代表機関である農業委員会系統組織が発行する農業総合専門紙です。全国農業新聞は、農業委員会で購読の申し込みを受け付けています。お電話等でお申し込みください。

- ◆発行日：毎週金曜日
- ◆購読料：月 700 円（送料、税込）
- ◆発行：全国農業会議所



## 決算の後は

# 農地所有適格法人報告書の提出を

農地所有適格法人（旧呼称・農業生産法人）は、農地法で定められている要件を満たした、農地を借りること、買うことができる法人です。

農地所有適格法人は農地法の規定により、毎年「農地所有適格法人報告書」を経営地の所在する全ての農業委員会に提出しなければなりません。

報告書を提出されないと、農地の権利を取得する場合に支障をきたすこととなりますので、必ず提出されるようお願いいたします。

### 提出する書類

- ・ 農地所有適格法人報告書
- ・ 報告する事業年の農業収入額がわかる書類（損益計算書など）

【新規に設立または内容に変更があった場合】

- ・ 定款、株主または組合員名簿の写し

### 提出期限

法人の毎事業年度の終了後3カ月以内（例えば決算期が12月末の法人の場合は3月末まで）

### 提出先

- ・ 農業委員会
- ・ 農業委員会忠類支局

※報告書の様式は農業委員会にあります。

また、町ホームページからもダウンロードできます。



## 平成31年1月～令和元年12月 農地移動状況

項目		平成31年 ・令和元年		平成30年		前年比		
区分	移動事由	件数	面積(ha)	件数	面積(ha)	件数	面積(ha)	
農地法第3条	所有権の 移転	売 買	19	34.54	31	94.85	-12	-60.31
		贈 与	7	124.68	8	121.11	-1	+3.57
	賃借権の設定		45	218.95	46	264.65	-1	-45.70
	使用賃借権の設定		16	504.18	28	792.40	-12	-288.22
	地役権の設定		1	0.05	—	—	+1	+0.05
農地中間管理機構 特例事業(道公社)	買 入	11	75.53	14	97.68	-3	-22.15	
	売 渡	25	178.48	12	67.84	+13	+110.64	
農用地利用集 積計画	所有権の移転		15	41.14	7	18.85	+8	+22.29
	利用権の設定(賃借権)		110	558.47	123	757.93	-13	-199.46

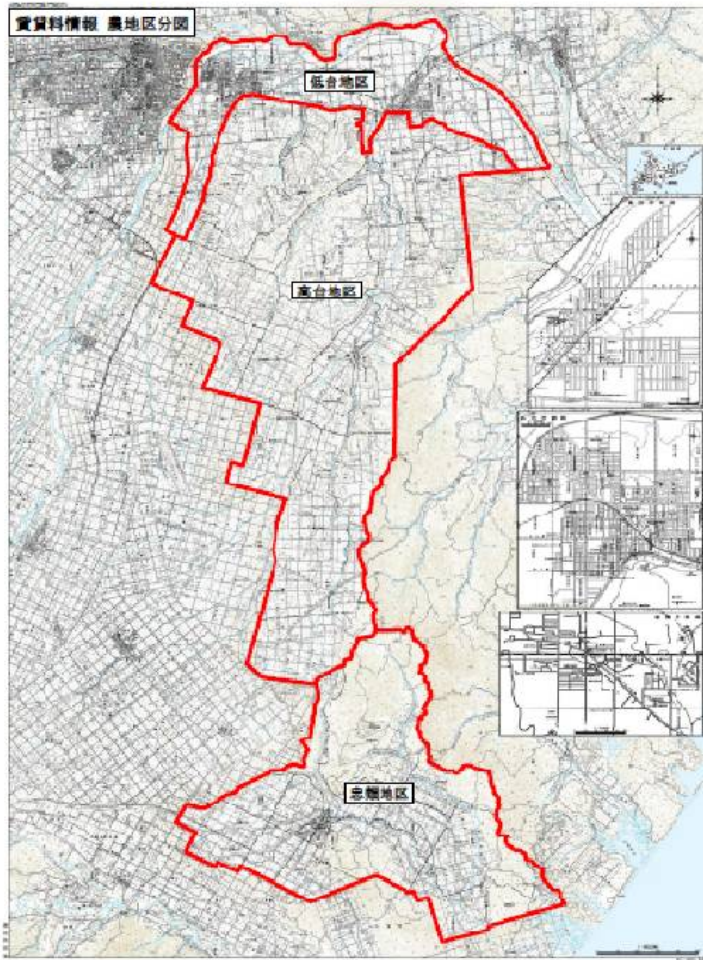
平成31年1月～  
令和元年12月分  
**農地の賃借料情報について**

農業委員会では、農地法の規定により農地の賃貸借契約を締結する場合の目安となるよう、地域の賃借料情報を提供しています。

平成31年1月から令和元年12月までに締結された賃貸借契約による賃借料水準（10アール当り）は、次のとおりですので、賃貸借

契約を締結する際の参考にしてください。

なお、平均額の2倍以上の賃借料で締結しようとする、周辺の賃借料を引き上げる恐れがあることから、農業委員会は指導を行うことになっていきますので、ご注意ください。



1 普通畑

地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
幕別地区(低台)	10,400(↑)	14,000	3,900	221
幕別地区(高台)	7,200(↓)	11,000	3,000	195
忠類地区	3,600(↓)	5,000	2,100	57

2 牧草畑

地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
幕別地区(低台)	5,100(→)	7,700	4,000	なし
幕別地区(高台)	4,500(→)	6,800	3,000	なし
忠類地区	2,500(↓)	4,000	1,500	42

※幕別地区(低台)は、事例がないため平成23年の賃借料としています(平成28年は1件のみで個人の特定につながる恐れがあり、平成28年を除く平成24年～30年は案件なし)。

※幕別地区(高台)は、極端に低い事例が多いため平成30年の賃借料としています。

○幕別地区(低台)：新川の一部、明野の一部、軍岡の一部、相川、猿別の一部、千住の一部、依田の一部、途別の一部、幕別・札内市街地

○幕別地区(高台)：上記地区と忠類地区を除いた地区

# 農業者年金受給者の皆様へ

## 6月は現況届の提出を

### 忘れずに！

現況届は、年金を受給されている方が年金を受給する資格があるか否かについて、毎年6月に確認するものです。

現況届を提出しないと、提出されるまで年金が差し止められることとなります。

現況届の用紙は毎年5月末までに農業者年金基金から受給者の皆様に送られます。必ず期限内（6月1日から6月30日まで）に農業委員会へ提出してください。

経営移譲年金（旧制度）や特例付加年金（新制度）を受給されている方については、経営移譲後に、農地を取得したり、認定農業者の認定を受けていたりしていた場合、経営再開とみなされ支給が停止されるだけでなく、支給された年金の返還になることがありますので、ご注意ください。

○提出先

農業委員会・農業委員会忠類支局・札内支所・糠内支所・駒島出張所

住所が変わった場合は？

転居や転出により住所が変わった場合や、年金を受け取る金融機関を変更する場合は、届出が必要になりますので、農業委員会又はJAにご相談ください。

## 「農業者年金説明会及び相談会」を開催



令和元年12月3日に農業者年金の受給予定者を対象とした農業者年金説明会及び相談会が開かれ、58歳から64歳までの年金の受給を考えられている11人が参加しました。

説明会は毎年、農業委員会と農業者年金協議会が共催しており、北海道農業会議の野澤信義農業者年金相談指導員を講師に迎え、農業者年金制度の概要、旧年金・新年金それぞれの経営継承の方法や留意点について説明を受けました。

説明会終了後は個別相談会が開かれ、参加者は年金支給予定額や農地を処分する方法や時期、処分する際の注意点について説明を受けました。

### 農地を「相続」したときは農業委員会に届出を！

農地法では、相続等で農地の権利を取得した場合、農業委員会へ届出することが義務付けられています。

○届出が必要な人

相続・遺産分割等、時効取得、法人の合併・分割等、農地法の許可を受けることなく、農地の権利を取得した人

○届出先

農業委員会

○届出時期

農地の相続等を知った時点からおおむね10カ月以内

○留意事項

・この届出は、農業委員会が農地の権利移動を把握するためのものです。権利取得の効力を発生させるものではありませんのでご注意ください（たとえば、届出により、時効による権利取得が認められるということではありません）。

・また、所有権移転登記に代わるものではありません。登記は別途必要です。

# 幕別町農業振興公社からのお知らせ

## 農地バンク(農地中間管理機構)が変わります

農地バンクとは、農地中間管理機構のことで、北海道では(公財)北海道農業公社が指定されています。

令和元年に農地中間管理事業の推進に関する法律などが一部改正され、主に以下のように変わりました。

### I 農地バンクの手続きが簡素化

- ① 農地中間管理事業で賃貸借を行う場合、申請から貸出までの期間が短縮され、これまでの利用状況報告義務が廃止されるなど、受け手の手間が軽減されました。
- ② 農地利用集積円滑化団体を農地バンクと統合一体化されます。
  - ア これまで当公社が担っていた農地利用集積円滑化団体が廃止され、今後は機構が中間保有を行う農地中間管理事業に移行します。
  - イ 新規の農地中間管理事業による農地の賃貸借や貸付期間満了の際の更新時に農地バンクへ承継した場合は、農地中間管理事業実施要領の規定により新たに管理料(出し手、受け手各1%及び消費税)の支払いが発生します。
  - ウ 統合一体化以降は、農地中間管理事業での借受けの新規・更新を希望する受け手は、農地バンクに申し出て登録される必要があります。

## 町公社は 「円滑化団体」から「調整団体」へ

Iの②のままでは、当公社が行ってきた事業の一部も農地中間管理事業に統合されてしまいますが、国では、当公社などが実施してきた農地利用集積円滑化団体としての活動内容を考慮し、引き続きこれまでと同様の業務を行うことができる団体として認める措置を農業経営基盤強化促進法施行規則(省令)で決めました。

これにより、当公社は令和2年4月1日から「担い手農地利用調整団体」として認められ、これまで同様、農用地利用集積計画に基づく農地の権利移動や中間保有のほか、研修事業のための農地の利用権設定などを行うことができます。

### II 機構集積協力金の見直し

- ① 地域集積協力金〔集積・集約化タイプ〕の要件緩和  
地域の話合いにより、まとまった農地を機構に貸し付ける地域に交付されます。
  - ア 中間管理機構貸付面積(交付対象面積)のうち、1割以上が新たに担い手に集積
  - イ 一般地域:20%超の活用率、中山間地域:4%超の活用率で1万円/10a
- ② 農地整備・集約協力金の新設  
担い手への集約化に応じて畦畔除去、暗渠排水等の簡易な基盤整備に係る農業者の事業負担を軽減します。

### Ⅲ 新規就農者に対する交付金の対象年齢を引き上げ

- ① 農業次世代人材投資事業交付金の対象年齢が 45 歳未満から 50 歳未満に引き上げられます。
- ② 親元就農の場合に、5 年以内の農地取得義務を緩和し、農地の利用権の設定だけでも対象になります。

### Ⅳ その他

- ① 複数市町村で農業を営む農業者の場合は、市町村に代わって北海道又は国が農業経営改善計画の認定の手続きをします。
- ② 農地所有適格法人の役員の農業常時従事要件が緩和されました。
- ③ 地域において農用地利用改善団体を整備し、農用地利用規程を設けた場合における譲渡所得 2,000 万円控除が新設されました。
- ④ 農地の転用許可基準を、農地の集積に支障がある場合について見直されました。

## 譲渡所得の特別控除の新設

国は、新たに担い手の確保を目的に、特定の要件のもとに農地を売却した場合に、譲渡所得を 2,000 万円まで特別控除するしくみを創設しました。

- ① 適用要件
  - ア 地権者の組織する団体（農用地利用改善団体）による農用地利用規程が必要です。
  - イ さらに、地権者の 2/3 以上の同意が必要です。
  - ウ 利用権の設定等を受ける者を認定農業者及び農地バンクに限定します。
  - エ 農用地利用規程に基づき、地域内の農地を農地バンクに譲渡した場合のみ特別控除の対象となります。
- ② その他、農地転用の制限や当該規程に記載された以外の者への権利の移動・設定の制限などがあります（違反した場合は、当該農地の所有者に過料）。

## 「農地中間管理事業」の借受希望申し出について

農地中間管理事業とは、農地バンクが農地を貸したい農業者（出し手）から長期に借り入れ、規模拡大や新規参入を希望する担い手（受け手）へ農用地の集積・集約化を進める事業です。

- ① 借受希望申出書の提出期間は随時です。
- ② 借受希望申出書が提出されていない場合や申出の有効期限が切れてしまった場合は、貸付地が出されたとしても、借り受けを希望することはできませんのでご注意ください。
- ③ 借受希望の有効期限は、申し出から 5 年間です。なお、期間満了前には、幕別町農業振興公社から更新のお知らせをいたします。
- ④ 申し出の内容については、北海道農地中間管理機構ホームページ等での公表に同意していただきます。

ご不明な点などは、下記までお問い合わせください。

◆公益財団法人幕別町農業振興公社 電話 57-2711 FAX 57-2716

## ◆ 研修報告 ◆

### 南十勝農業委員等研修会

2月5日、6日に南十勝農業委員等研修会が開催され、本町から19人が参加しました。

1日目は十勝毎日新聞社児玉匡史編集局長から「インフラ再考本紙年間キャンペーンの取り組みから」と題した講演が行われました。北海道は九州に比べてインフラ整備が遅れており、台風被害や地震による被害が続いたことが特集を組んだ理由であったこと。講師自身、公共投資という点と負のイメージがあつたが、「公共投資、交通の利便性は、地域の所得に影響する」という専門家の話を聞いて必要性を認識し、十勝の農地面積は全国の1%を占めており、日本の食糧庫を守るといふ観点からもインフラ整備の拡充が必要であると述べられました。

2日目は十勝総合振興局前野宏之農務課長から「十勝農業と農村の発展に向けて」と題した講演がありました。北海道・十勝では農業が地域経済に果たす役割は大きいですが、農家戸数は予想を上回るスピードで減少しており、北海道では農家子弟以外の『多様な』担い

手が必要であるということ、自衛官退職者をターゲットにしているなど興味深い話を聞きました。

### 農政部会視察研修

農政部会(部会長香西浩志委員)

が2月10日視察研修を行い、1カ所目は、清水町の結婚・少子化対策事業「コイノヨカンプロジェクト」について研修しました。

平成28年に町内の出生数が初めて50人を下回り、地域コミュニティが崩壊する恐れがあるという人口減少対策から取り組んだもので、1年目は、半年間で様々な事業を行い、阿部一男町長は「このプロジェクトの開始以降、町内の雰囲気が変わったと感じている」と述べられました。

2カ所目は、更別村でスマート農業実現に向けた取り組みについて研修しました。更別村でも推計を上回るスピードで人口が減少し、高齢化と同時に産業人口の減少が問題であるという人口減少対策から始まったという説明を受けました。解決策の一つとして「十勝さらべつ熱中小学校」を開校し、人材育成を図る取り組みを行った結果、サテライトオフィスに東大研究チームが入ったことが契機とな

り、スマート農業推進のための事業につながったことが紹介され、今後は、生産者の取り組みなどが問題であることがあげられています。

### 十勝農業委員会連合会

#### 女性農業委員研修会

2月21日土幌町で行われ、森勤子委員、渡邊ひろ子委員、谷内会長が出席しました。はじめに、北海道農業会議幡野千春次長から農業者年金制度についての講演があり、農業者年金は農業者からの要請により創設された制度なので、せつかつかんだ権利を使つてほしいという説明を受けました。

次に土幌町の道の駅を運営している株 a t L O C A L 堀田悠希代表からの講演がありました。

土幌町の農業後継者と結婚し、「自分たちが作った作物は誰の口に入っているのだろうか?」という疑問から個別販売を始め、様々な取り組みを経て、道の駅の運営を受けけることになり、オープン前・当初の苦労した話を聞きました。今後は町民・町内業者を巻き込み、道の駅を通じて土幌町の魅力づくり、情報発信をしていきたいと述べられました。

### 各種申請は毎月10日

農地法に基づく各種許可申請（農地の売買、転用など）や地目の現況証明願いの締切りは、毎月10日（閉庁日の場合は直後の開庁日）となっています。

書類を準備のうえ、農業委員会事務局に申請をしてください。申請書の様式は幕別町のホームページからダウンロードできます。

幕別町のトップページ

- 右下の「町政情報」の「幕別町農業委員会」
- 「○各種様式」 をクリック

### ◆ 広報委員 ◆

- ・ 委員長 森 勤子
- ・ 副委員長 帰山 茂義
- ・ 委員 石川 雅洋
- ・ 委員 齊藤 正孝
- ・ 委員 棚 範貴
- ・ 委員 澤邊 佳範
- ・ 委員 松本 誠